

社労士のための**労基署**対策セミナーのご案内

セミナーのコンセプト

出版記念
特別講演

近年、労基署による企業の監督や取り締まりが強化されています。労基署は、企業が労働基準法等に違反していないかを調査するため、事業場に強制立入調査し、違反があった場合は、是正勧告書を交付します。そして、悪質、重大な法違反がある場合は、その企業の経営者等の刑事責任を追求するため、検察庁に送検します。

また、最近では「かたく」(過重労働僕越特別対策班)を設置し、長時間の時間外労働が疑われる事業所に立ち入って、調査・指導や摘発を積極的に行うようになりました。これらの取り締まりの強化は、各企業や企業をサポートする士業にとってとても気になる問題です。

ところが、多くの企業は労基監督官の職務内容と権限、強制立入調査の進み方、調査への対応方法等について知らないのが現状です。また、労基署への対応について、的確に助言できる専門家も多くありません。

このような社会的状況を背景として、出版社から労基署への対応に関する書籍発刊の依頼を受け、弊所の弁護士が執筆することとなりました。この書籍出版を記念して、執筆者である4人の弁護士が労基署対策について、わかりやすく解説いたします。また、**実務で使える書式集も配布**しますので、セミナー終了後には、顧問先企業に対して、具体的にどのようなアドバイスをすべきかが明確になっていると思います。

当事務所の書籍が9月20日
中央経済社より出版されました。



セミナーの主なテーマ

労基署対策への具体的な対応Q&A

- 強制立入調査への対応
- 是正勧告書への対応
- 労基署が問題視する違反例
- 刑事責任追及と対応方法
- 労働災害の法的責任と対応方法
- 「実務で使える書式集」の活用方法

労基署対策と社労士業務

- 社会保険労務士が労基署に対応する場合の注意点
- 顧問先企業のサポート方法

講師紹介



4人の講師は
当事務所の企業
法務チームに
所属し、企業
や社労士の方
々をサポート
しています。

- ◆日時 平成29年10月20日(金) 17:00~20:00(開場16:30)
- ◆会場 デイライト法律事務所 セミナールーム
博多区博多駅前2-1-1 福岡朝日ビル7階(裏面地図)
- ◆受講料 3000円(税別) ※顧問先社労士様は無料
- ◆定員 30名(定員になりしだい締め切らせていただきますのでお早めのお申し込みをお願いします。)

お申込み専用FAX 092(409)1069
お申し込みはカンタン！ 下記にご記入の上、今すぐ FAX いただくだけでOK！

セミナー会場ご案内 & FAXお申込書

デイライト法律事務所内 セミナールーム
福岡市博多区博多駅前2-1-1福岡朝日ビル7階
※地下1階の会議室ではなく、当事務所(福岡朝日ビル7階)内のセミナールームが会場となります。



- アクセス**
- ①JRご利用の場合: JR博多駅 博多口 徒歩約2分
 - ②地下鉄ご利用の場合: 地下鉄博多駅 博多口 徒歩約2分(当ビル地下に直通しています)
 - ③お車ご利用の場合: ビル裏側1階に時間貸し駐車場があります
(ただし、13台しか駐車できませんので、満車の場合は、近隣の駐車場をご利用下さい)

弁護士法人 デイライト法律事務所のご紹介

当事務所は、企業法務に注力する法律事務所です。企業法務に携わる弁護士として、「トラブルの発生を未然に防止すること」が最も大切なことと認識し、企業に対して、積極的にセミナーを開催しています。特に、労働問題については会社側(使用者側)に特化しており、顧問先企業以外の会社や社会保険労務士からも、多数の相談を受けおります。



福岡の弁護士による労働問題Online
【福岡 労働問題 弁護士】でご検索ください
URL: www.fukuoka-roumu.jp

10月20日お申し込みご記入欄 ※申込み用紙のお客様情報は、セミナーご案内等、営業活動やアンケート等に使用することがあります。会場の都合上、お申込み人数を制限させていただく場合がございます。

事務所名			E - m a i l	@
所在地			T E L	()
			F A X	()
参加者名		ふりがな		

本セミナーに関するお問合せはこちら TEL. 0120-783-645 (デイライト法律事務所・企業法務チーム)